

● 持続可能な社会づくりのための国際的枠組

1. ミレニアム目標

<p>メガトレンド</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2000年9月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとして「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」が取りまとめられた。 この中で、2015年までに達成すべき8つの目標として、極度の貧困及び飢餓の撲滅、普遍的初等教育の達成等を具体的数値と共に掲げた。 <p>【環境関連のミレニアム開発目標の8つのゴール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴール 1：極度の貧困と飢餓の撲滅 ゴール 2：初等教育の完全普及の達成 ゴール 3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上 ゴール 4：乳幼児死亡率の削減 ゴール 5：妊産婦の健康の改善 ゴール 6：HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止 ゴール 7：環境の持続可能性確保 ゴール 8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進 <p>【ゴール 7：環境の持続可能性確保におけるターゲットと指標】</p> <table border="1" data-bbox="343 1160 1441 1771"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 1160 778 1205">ターゲット</th> <th data-bbox="778 1160 1441 1205">指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 1205 778 1469"> <p>ターゲット 9 持続可能な開発の原則を国家政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる</p> </td> <td data-bbox="778 1205 1441 1469"> <p>25. 森林面積の割合 26. 地表面積に対する、生物多様性の維持のための保護区域の面積の割合 27. GDP1,000ドル当たりのエネルギー消費量 28. 一人当たりの二酸化炭素排出量及びオゾン層を減少させるフロンの消費 29. 固体燃料を使用する人口の割合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1469 778 1621"> <p>ターゲット 10 2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。</p> </td> <td data-bbox="778 1469 1441 1621"> <p>30. 浄化された水源を継続して利用できる人口の割合（都市部及び農村部） 31. 適切な衛生施設を利用できる人口の割合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1621 778 1771"> <p>ターゲット 11 2020年までに、少なくとも1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。</p> </td> <td data-bbox="778 1621 1441 1771"> <p>32. 土地及び住居への安定したアクセスを有する世帯の割合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	ターゲット	指標	<p>ターゲット 9 持続可能な開発の原則を国家政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる</p>	<p>25. 森林面積の割合 26. 地表面積に対する、生物多様性の維持のための保護区域の面積の割合 27. GDP1,000ドル当たりのエネルギー消費量 28. 一人当たりの二酸化炭素排出量及びオゾン層を減少させるフロンの消費 29. 固体燃料を使用する人口の割合</p>	<p>ターゲット 10 2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。</p>	<p>30. 浄化された水源を継続して利用できる人口の割合（都市部及び農村部） 31. 適切な衛生施設を利用できる人口の割合</p>	<p>ターゲット 11 2020年までに、少なくとも1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。</p>	<p>32. 土地及び住居への安定したアクセスを有する世帯の割合</p>
ターゲット	指標								
<p>ターゲット 9 持続可能な開発の原則を国家政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる</p>	<p>25. 森林面積の割合 26. 地表面積に対する、生物多様性の維持のための保護区域の面積の割合 27. GDP1,000ドル当たりのエネルギー消費量 28. 一人当たりの二酸化炭素排出量及びオゾン層を減少させるフロンの消費 29. 固体燃料を使用する人口の割合</p>								
<p>ターゲット 10 2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。</p>	<p>30. 浄化された水源を継続して利用できる人口の割合（都市部及び農村部） 31. 適切な衛生施設を利用できる人口の割合</p>								
<p>ターゲット 11 2020年までに、少なくとも1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。</p>	<p>32. 土地及び住居への安定したアクセスを有する世帯の割合</p>								
<p>日本の環境行政との連動性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本は、2004年4月、ミレニアム目標の達成を計るミレニアム・プロジェクトの活動に対し、UNDPを通じて50万ドルを支援。 								

2. 持続可能な開発のための教育／Education for Sustainable Development

<p>メガトレンド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年8月 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」で日本が「ESDの10年」を提言、実施文書に盛り込まれた。 ・2002年のヨハネスブルグサミット(持続可能な開発に関する世界首脳会議)で、日本は、持続可能な社会を実現するために世界中で人づくりに取り組むことを提案した。これを受けて、2002年12月 第57回国連総会本会議にて「ESDの10年」が採択された。2003年7月 ユネスコより「ESDの10年国際実施計画2005～2014」の草案が発表され、パブリックコメントの受付が開始される。 ・2004年10月 第59回国連総会にユネスコの「国連持続可能な開発のための教育の10年実施計画」最終案が提示された。
<p>日本の環境行政との連動性</p>	<p>→日本では、2006年3月にESDの10年推進のための関係省庁連絡会議(議長 内閣官房副長官補)において「わが国における「ESDの10年」実施計画」を決定し、各省が連携してESDを推進している。</p> <p>→実施計画の中で、日本は、この10年の初期段階の重点的取組事項として、①普及啓発、②地域における実践、③高等教育機関における取り組み、の三つを指定している。環境省では、それぞれの重点的取組事項について事業を展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発のため、ESD普及啓発パンフレットを作成し、これまでに約2万部を学校やNPOに対して配布。 ・「地域における実践」の具体化のため、「国連ESDの10年促進事業」(以下「促進事業」)を開始し、平成18年度から全国10地域で持続可能な地域作りに向けた地域課題の解決をテーマとした、地域ぐるみのESDをモデル的に展開。 ・高等教育機関における取り組みの具体化に向けて、経済成長が著しいアジアにおいて持続可能な開発を実現するため、あらゆる分野で、企業活動等の経済社会システムのグリーン化に取り組む人材の育成を図る「アジア環境人材育成イニシアティブ事業」を開始。

参考) 環境省「国連ESDの10年促進事業」ホームページ

3. グローバルコンパクト

<p>メガトレンド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年1月31日に開かれた世界経済フォーラムの席上、コフィー・アナン国連事務総長がグローバルコンパクトを提唱した。企業のリーダーに国際的なイニシアチブであるグローバルコンパクトへの参加を促し、国連機関、労働、市民社会と共に人権、労働、環境の分野における10原則を支持するというものである。2000年7月にニューヨークの国連本部でGCが正式に発足した。 ・GCは次の二つの目的をもった自発的な企業市民のイニシアチブである。 <ul style="list-style-type: none"> ● 世界中のビジネス活動に10原則を組み入れる ● 国連の目標を支持する行動に対して触媒の役目をする ・GCはネットワークで成り立っている。その中心をなすのは、GC事務所と5つの国連機関（人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連環境計画(UNEP)、国際労働機関(ILO)、国連開発計画(UNDP)、国連工業開発機関(UNIDO))である。 <p>【グローバルコンパクトの10原則】</p> <p>人権</p> <p style="padding-left: 20px;">原則1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。</p> <p style="padding-left: 20px;">原則2. 人権侵害に加担しない。</p> <p>労働</p> <p style="padding-left: 20px;">原則3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。</p> <p style="padding-left: 20px;">原則4. あらゆる形態の強制労働を排除する。</p> <p style="padding-left: 20px;">原則5. 児童労働を実効的に廃止する。</p> <p style="padding-left: 20px;">原則6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。</p> <p>環境</p> <p style="padding-left: 20px;">原則7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。</p> <p style="padding-left: 20px;">原則8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。</p> <p style="padding-left: 20px;">原則9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。</p> <p>腐敗防止</p> <p style="padding-left: 20px;">原則10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連において提唱された「グローバル・コンパクト」をうけ、OECD(世界労働組合会議)の「OECD多国籍企業ガイドライン」が2000年に更新されるなど、企業のグローバルな活動に対して、より高い倫理観による規制・ガバナンスを要請する動きが活発化している。、ISO(国際標準化機構)においても国際規格化が進められている。
<p>日本の環境行政との連動性</p>	<p>→英、仏ではCSR担当大臣が置かれているが、日本においては企業や経済団体が主導的に活動しており、日本経団連「企業行動憲章」/経済同友会「自己評価ツール」などが提示されている。日本規格協会には「CSR標準委員会」が設置され、ISOの動きに対応した形で日本規格作りが進められている。</p>

参考)国連広報センター資料